

年管発 0719 第 1 号
平成 30 年 7 月 19 日

日本年金機構理事長 殿

厚生労働省大臣官房年金管理審議官
(公 印 省 略)

平成 30 年 7 月豪雨に際し災害救助法が適用された市町村の区域における国民年金、厚生年金保険及び船員保険の年金受給権者又は受給者が届書等を提出すべき日を延長する件の告示について（通知）

本日、平成 30 年厚生労働省告示第 277 号（平成 30 年 7 月豪雨に際し災害救助法が適用された市町村の区域における国民年金、厚生年金保険及び船員保険の年金受給権者又は受給者が届書等を提出すべき日を延長する件）が告示されたので通知する。

本告示の趣旨及び内容は下記のとおりであるので、遺漏のないよう取り扱われたい。

なお、当職から地方厚生（支）局長に対し、別添のとおり通知を発出していることを申し添える。

記

1 趣旨

配偶者又は子が加給年金額の対象者となっている受給権者又は受給者（以下「受給権者等」という。）及び住民基本台帳ネットワークシステムによる現況確認を行うことができない受給権者等は、毎年、誕生日の属する月の末日までに生計維持確認届、現況届等（以下「届書等」という。）を日本年金機構に提出しなければならず、この提出がないときは、年金の支払が一時差止めとなる。

また、20 歳前障害基礎年金の受給権者は、毎年 7 月 31 日までに、届書等を日本年金機構に提出しなければならず、この提出がないときは、年金の支払が一時差止めとなる。

平成 30 年 7 月豪雨に際し災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）が適用された市町村の区域に住所を有する受給権者等であって、同豪雨後間もなく上記の期限日（以下「指定期限日」という。）が到来するものは、指定期限日までに届書等を提

出することが困難であると考えられる。

本告示は、これらの受給権者等について、指定期限日までに届書等の提出がない場合であっても年金の支払が一時差止めとなることがないように、届書等の提出期限を延長するものである。

2 内容

平成30年7月豪雨に際し災害救助法が適用された市町村の区域に平成30年6月28日から7月8日までの間において住所を有する受給権者等であって、次に掲げるものについて、平成30年における届書等の提出期限を平成30年11月30日とする。

- ① 誕生日が6月1日から10月31日までの間にある受給権者等（20歳前障害基礎年金の受給権者を除く。）
- ② 20歳前障害基礎年金の受給権者

別 添

年管発 0719 第 2 号
平成 30 年 7 月 19 日

地方厚生（支）局長 殿

厚生労働省大臣官房年金管理審議官
(公 印 省 略)

平成 30 年 7 月豪雨に際し災害救助法が適用された市町村の区域における国民年金、厚生年金保険及び船員保険の年金受給権者又は受給者が届書等を提出すべき日を延長する件の告示について（通知）

本日、平成 30 年厚生労働省告示第 277 号（平成 30 年 7 月豪雨に際し災害救助法が適用された市町村の区域における国民年金、厚生年金保険及び船員保険の年金受給権者又は受給者が届書等を提出すべき日を延長する件）が告示されたので通知する。

本告示の趣旨及び内容は下記のとおりであり、当職から日本年金機構理事長に対し、別添のとおり通知を発出しているので、御了知いただくとともに、貴管内市町村に周知方よろしく取り計らわれない。

記

1 趣旨

配偶者又は子が加給年金額の対象者となっている受給権者又は受給者（以下「受給権者等」という。）及び住民基本台帳ネットワークシステムによる現況確認を行うことができない受給権者等は、毎年、誕生日の属する月の末日までに生計維持確認届、現況届等（以下「届書等」という。）を日本年金機構に提出しなければならず、この提出がないときは、年金の支払が一時差止めとなる。

また、20 歳前障害基礎年金の受給権者は、毎年 7 月 31 日までに、届書等を日本年金機構に提出しなければならず、この提出がないときは、年金の支払が一時差止めとなる。

平成 30 年 7 月豪雨に際し災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）が適用された市

町村の区域に住所を有する受給権者等であって、同豪雨後間もなく上記の期限日（以下「指定期限日」という。）が到来するものは、指定期限日までに届書等を提出することが困難であると考えられる。

本告示は、これらの受給権者等について、指定期限日までに届書等の提出がない場合であっても年金の支払が一時差止めとなることがないように、届書等の提出期限を延長するものである。

2 内容

平成30年7月豪雨に際し災害救助法が適用された市町村の区域に平成30年6月28日から7月8日までの間において住所を有する受給権者等であって、次に掲げるものについて、平成30年における届書等の提出期限を平成30年11月30日とする。

- ① 誕生日が6月1日から10月31日までの間にある受給権者等（20歳前障害基礎年金の受給権者を除く。）
- ② 20歳前障害基礎年金の受給権者

○厚生労働省告示第二百七十七号

平成二十一年厚生労働省告示第五百二十号（国民年金法施行規則第十八条の二第一項の規定に基づき受給権者がその日までに届書等を提出すべき日として厚生労働大臣が指定する日を定める件）、平成二十一年厚生労働省告示第五百二十一号（厚生年金保険法施行規則第三十五条の二第一項の規定に基づき受給権者がその日までに届書等を提出すべき日として厚生労働大臣が指定する日を定める件）、平成二十一年厚生労働省告示第五百二十二号（国民年金法施行規則等の一部を改正する省令附則第五条第二項に基づき受給権者がその日までに届書等を提出すべき日として厚生労働大臣が指定する日を定める件）、平成二十一年厚生労働省告示第五百二十三号（厚生年金保険法施行規則等の一部を改正する等の省令附則第二十八条第一項の規定に基づき厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金たる給付の受給権者がその日までに届書等を提出すべき日として厚生労働大臣が指定する日を定める件）及び平成二十一年厚生労働省告示第五百二十四号（厚生年金保険法施行規則等の一部を改正する省令附則第五十一条の二第五項の規定に基づき厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の受給権者がその日までに書類等を提出すべき日として厚生労働大臣が指定する日を定める件）において、受給権者がその日までに届書等を提出すべき日として厚生労働大臣が指定する日のうち、平成三十年七月豪雨に際し災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）が適用された市町村の区域に平成三十年六月二十八日から同年七月八日までの間において住所を有する受給権者又は受給者であつて次に掲げるものが平成三十年において届書等を提出すべき日は、これらの定めにかかわらず、平成三十年十一月三十日とする。

平成三十年七月十九日

厚生労働大臣 加藤 勝信

- 一 誕生日が六月一日から十月三十一日までの間にある受給権者（国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）第三十条の四の規定による障害基礎年金及び国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）附則第二十八条の規定による遺族基礎年金（次号において「二十歳前障害基礎年金等」という。）の受給権者を除く。）又は受給者
- 二 二十歳前障害基礎年金等の受給権者